

日の出町認知症初期集中支援推進事業実施要綱

平成 30 年 3 月 28 日

告示第 24 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業として、認知症の者及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため、認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)を設置し、認知症の早期診断および早期対応に向けた支援を行うこと(以下「支援事業」という。)により、認知症の者及びその家族が可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることが出来る社会の実現に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、日の出町とする。ただし、第 7 条に規定する事業(第 7 条第 3 号の事業を除く。)の全部又は一部を適切な事業の運営が確保できると認められる団体等(以下「委託事業者」という。)に、これを委託することができる。

2 この要綱に定めるもののほか、事業委託に係る業務の範囲、条件その他必要な事項は、事業委託を行う法人その他の団体との契約により、別に定める。

(実施体制)

第 3 条 支援チームは、町又は町が委託した委託事業者に設置することとし、認知症にかかる専門的な知識及び技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症の疑いがある者又は認知症の者(以下「支援対象者」という。)及びその家族を訪問し、観察及び評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に実施し、自立生活のサポートを行うものとする。

2 支援チームは、地域包括支援センター職員、町職員、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症にかかる専門的な知識及び技能を有する医師、認知症疾患医療センター職員、介護事業者等との連携を常に意識し、情報が共有出来る仕組みを確保する。

(支援対象者)

第 4 条 支援対象者は、原則として、町内において在宅で生活する 40 歳以上の認知症の疑いがある者又は認知症の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当するもの

ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者

イ 継続的な医療サービスを受けていない者

ウ 適切な介護サービスに結びついていない者

エ 介護サービスが中断している者

- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動又は心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(認知症初期集中支援チーム員の編成)

第5条 認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）は、専門職2人以上及び専門医1人の計3人以上で編成する。

2 前項に掲げる専門職とは、次の各号の全てを満たす者をいう。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保険福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務又は相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- (3) 国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」（以下「チーム員研修」という。）を受講し、必要な知識及び技能を習得した者。ただし、町長が必要と認めた場合は、チーム員研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することをもって、受講に代えることができる。

3 第1項に定める専門医とは、日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である医師をいう。ただし、町長が特に認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する医師も支援チームの専門医とすることが出来る。

- (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの
- (2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有する者（ただし認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

(チーム員の役割)

第6条 チーム員のうち専門職は、支援対象者に対し、認知症の包括的観察及び評価に基づく初期集中支援を行うための訪問活動等を行う。

2 チーム員のうち専門医は、他のチーム員とともに支援対象者を訪問し相談に対応する。

3 初回の訪問は、観察及び評価を行うことから、原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1人以上を含む計2人以上のチーム員が行う。

(事業内容)

第7条 事業内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 支援チームに関する普及啓発

地域住民並びに関係機関又は団体に対し、支援チームの役割及び機能につ

いて広報活動並びに協力依頼を行う。

(2) 認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

訪問支援対象者の把握については、支援チームが地域包括支援センターや役場、認知症疾患医療センターを通じ、支援対象者に関する情報を入手できるように連携体制を構築することとし、チーム員が直接支援対象者に関する情報を知りえた場合においても、地域包括支援センターと情報共有を図るものとする。

イ 情報収集並びに観察及び評価

支援チームは、本人のほか家族等のあらかじめ協力の得られる者が同席できるよう調整を行い、本人の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集するとともに、認知症の包括的観察及び評価を行う。

ウ 初回訪問時の支援

支援チームは、初回訪問時に、認知症の包括的観察及び評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診又は介護保険サービスの利用の効果に関する説明並びに支援対象者及びその家族の心理的サポート又は助言を行う。

エ 専門医を含めたチーム員会議の開催

支援チームは、初回訪問後、支援対象者ごとに、観察及び評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医を含めたチーム員会議を行う。なお必要に応じて、支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、町職員等の関係者の参加を依頼する。

オ 初期集中支援の実施

支援チームは、医療機関への受診が必要な場合の支援対象者への動機付け及び継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨又は誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援を行う。

支援期間は、支援対象者が医療サービス又は介護サービス等による安定的な支援に移行するまでの間とする。

カ 初期集中支援実施中における情報共有

支援実施中において訪問支援対象者の情報を地域包括支援センター等の関係機関が把握した場合は、支援チームに情報を提供する等、協力体制を構築し情報共有を図る。

キ 初期集中支援の終了と引き継ぎ後のモニタリング

初期集中支援の終了をチーム員会議が判断したときは、支援チームは、地域包括支援センター職員、担当介護支援専門員等とともに同行訪問を

行うなどの方法により、支援を円滑に引き継ぐこととする。

また、引き継ぎを行った 2 か月後に、チーム員会議において、サービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行う。

ク 記録等の保管

支援チームは、支援対象者に関する情報、観察及び評価結果、初期集中し援の内容等を記録した書類を適切に管理、保管しなければならない。

(認知症初期集中支援チーム検討委員会)

第 8 条 町は前条に規定する支援チームの効率的な推進を図るため、認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、支援チームの次に掲げる事項について調査検証する。

- (1) 支援チームの設置及び活動状況に関すること。
- (2) 医療機関、関係機関等との連携に関すること。
- (3) その他支援チームの活動に関し必要な事項

(報告及び調査)

第 9 条 町長は、本事業の全部又は一部を実施団体に委託する場合にあっては、適正かつ積極的な事業運営を確保するため、実施団体に対し、事業の実施状況に関する報告を徴収し、また、必要に応じて当該報告に関する調査等を行うことができる。

(個人情報保護)

第 10 条 チーム員、その他の事業に従事する者は、日の出町個人情報保護条例の定めに従い、事業を通じて知り得た個人に関する情報、その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(補則)

第 11 条 この事業を委託により実施する場合において、委託事業者は、当該事業が適切に行われるよう町認知症地域支援推進員と連携して行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。